

幼稚園、小中学校における7月以降の教育活動について

港区教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じて、令和2年6月1日（月）から全ての幼稚園、小中学校において分散登校（登園）など、段階的に教育活動を進めてきたところです。

7月以降は、幼児・児童・生徒の学びを保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、学校の新しい生活様式を踏まえた教育活動を展開していきます。ただし、現時点の判断であり、今後の状況により変更することもあります。

なお、感染症予防のために保護者が幼児・児童・生徒等を登校（登園）させなかった場合は、引き続き欠席扱いとせず家庭学習を支援します。

つきましては、7月以降の教育活動の概要を下記のとおりとします。

記

- 1 幼稚園は、7月末日まで午前保育とします。
- 2 小学校は、7月1日（水）から通常に登校とします。
- 3 中学校は、7月1日（水）から通常に登校とします。
- 4 授業時数を確保するため、夏季休業期間を8月1日（土）から8月24日（月）までの約3週間程度に短縮します。（通常は7月21日（火）から8月31日（月））
- 5 7月以降の教育活動については、以下の方針に基づいた対応を行います。

7月以降の教育活動の方針

- (1) 幼稚園では、7月末日まで、昼食（弁当）を行わずに教育活動を行います。
- (2) 小中学校では、児童・生徒等の配膳を教職員、児童・生徒等が行う場合、手洗いを徹底します。当面、小中学校では、喫食の際に飛沫を飛ばさないよう、机を前向きにしての喫食や会話を控えるなどの工夫を継続します。
- (3) 幼児・児童・生徒に毎朝、自宅で検温してから登園・登校すること及び手洗いを励行し、マスクを着用するよう指導を徹底します。ただし、夏期の登下校に際し、気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、登下校時は他の人と十分な距離を取った上で、マスクを外すよう指導します。
- (4) 朝の検温時に、幼児・児童・生徒に発熱がある場合は、学校での集団感染を防止するため登園・登校を控えていただきますようお願いいたします。
- (5) 適切な環境維持のため、広めの部屋で授業を行ったり、机と机をつけないなどの距離を確保したりする取組を進めるほか、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- (6) 登園・登校時に集合住宅等のエレベーター内において、3密の状態になることを避けるために、学校の実態に応じて、登校時刻をずらすなどの工夫をします。
- (7) 学級担任や養護教諭等を中心とした教職員が、きめ細かな健康観察を行うとともに、児童・生徒等の状況をアンケートなどで把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラーによる支援など、適切な対応を行います。
- (8) 感染症予防対策として3密を避ける必要があることから、学校行事の開催を見直します。
- (9) 体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は、児童・生徒等の体力や健康状況を考慮した上で、段階的に開始します。運動中は、マスクを着用しないよう指導します。また、児童・生徒が熱中症にならないよう水分補給や日陰での休息をとるようにし、身体への過度な負担とならない運動の内容に配慮します。

- (10)音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、身体的距離を確保して行います。
- (11)部活動は、感染症予防対策を講じた上で、段階的に活動を開始します。